

一般社団法人三次観光推進機構 賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、定款に定めるもののほか、一般社団法人三次観光推進機構（以下「当社」という。）の賛助会員について、必要な事項を定めるものとする。

(賛助会員)

第2条 賛助会員とは、あらかじめ本規程を承認のうえ、所定の手続きによって賛助会員登録の申込を行い、当社から承認を得た法人、団体及び個人等をいう。

(賛助会員の資格の取得)

第3条 賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書の提出及び当該年度の負担金を納入し、理事会の承認を受けなければならない。

(賛助会員の権利)

第4条 賛助会員は、次に掲げるサービスを受けることができる。

- ① 当社が主催するセミナーや会合等への案内
- ② 当社がマーケティング調査等によって得た分析結果等の情報提供
- ③ 当社ホームページにおける会員情報の掲載

2 当社は、運用上の理由により、当該サービスを適宜中止、中断することがある。

(負担金)

第5条 賛助会員の負担金は総会で決議する額とする。ただし、事業年度の半期を過ぎて入会申込をする場合は、当該年度の負担金額を半額とする。

2 賛助会員は、新規加入した年度においては、入会した月に、また、次年度以降は、当社からの請求に基づき、当社の事業年度が開始する月のうちに負担金を納入しなければならない。

3 当社は、経済情勢の変化や提供するサービスの変更によって、総会での所定の手続きを経て、負担金の金額を改定することがある。

(加入期間)

第6条 当社の事業年度が終了する日の1か月前までに、賛助会員から第9条の手続きに従い退会の申し出がない限り、賛助会員は自動的に更新されるものとする。

(賛助会員登録の内容変更)

第7条 賛助会員は、賛助会員登録の内容に変更が生じた場合には、所定の手続きによって当社に遅滞なく通知するものとする。

(負担金収入)

第8条 第5条に基づく負担金収入は、当社の目的を達成するために必要な事業に充てるものとする。

(退会)

第9条 賛助会員が退会する場合は、当社へ退会届を提出し、任意にいつでも退会することができる。

2 当社は賛助会員の退会時期に関わらず、受取済の負担金は返還しない。

(賛助会員の資格喪失)

第10条 会員が次に掲げる事由に該当するときは、その資格を喪失する。

- ① 退会の申し出
- ② 1年以上負担金の滞納
- ③ 当該会員の解散
- ④ 総社員の同意
- ⑤ 除名

2 賛助会員の除名は、次のいずれかに該当するときに、総会の決議によってすることができる。

- ① 定款又は当社の規則に違反したとき
- ② 当社の名誉を棄損し、又は当社の目的に違反する行為があったとき
- ③ その他除名すべき正当な事由があるとき

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。